

ラオス人民民主共和国
特許規則
特許及び小特許に関する決定
科学技術省 No. 0434
ビエンチャン，2023 年 3 月 30 日

目次

第 1 章	総則
第 1 条	目的
第 2 条	特許及び小特許
第 3 条	定義
第 4 条	範囲
第 2 章	特許及び小特許の出願
第 5 条	特許又は小特許を取得するための要件
第 6 条	特許及び小特許の出願手続
第 7 条	特許又は小特許の出願書類
第 8 条	出願を受領するための最小要件
第 9 条	特許又は小特許の明細書の構成要素
第 10 条	特許又は小特許の詳細な説明
第 11 条	クレーム
第 12 条	図面
第 13 条	要約書
第 14 条	特許及び小特許に関する国際分類
第 3 章	特許又は小特許の出願の審査
第 15 条	特許又は小特許の出願を審査するための原則
第 16 条	方式審査
第 17 条	出願の公開及び異議申立
第 18 条	実体審査
第 19 条	新規性の評価
第 20 条	進歩性の評価
第 21 条	産業上の利用可能性の評価
第 22 条	出願の補正
第 23 条	出願の分割
第 24 条	新規の技術情報
第 25 条	出願の補正に使用することができる情報
第 26 条	追加情報の請求
第 27 条	秘密保持及び書類ファイルの利用
第 28 条	特許又は小特許の権利の付与

第 29 条 特許又は小特許の付与の公告

第 4 章 特許又は小特許権の付与後の手続

第 30 条 特許又は小特許が付与された後の訂正

第 31 条 特許証又は小特許証の複製物の請求

第 32 条 虚偽の又は誤認を生じさせる情報に起因する特許又は小特許の取消

第 33 条 保護の期間

第 34 条 保護期間の維持

第 35 条 権利移転及び権利移転の記録

第 36 条 特許及び小特許の使用許諾

第 5 章 特許及び小特許の出願並びにその他の手続の代理人

第 37 条 特許及び小特許登録及び／又はその他の手続を受けられる者

第 38 条 代理人の選任

第 6 章 複製物の作成

第 39 条 損傷又は紛失した書類の複製物

第 40 条 書類の複製

第 7 章 特許及び小特許保護組織

第 41 条 特許及び小特許の業務

第 42 条 知的財産局の権限及び義務

第 43 条 地方及び首都ビエンチャンの科学技術局の権限及び義務

第 8 章 最終規定

第 44 条 実施

第 45 条 施行

第1章 総則

第1条 目的

本規則は、特許及び小特許に関する知的財産法を国内において全国一律に実施するために、特許又は小特許の出願、特許及び小特許の発行後の手続、代理、行政審理並びに特許及び小特許関係当局等の特許及び小特許関係業務の実施に関する原則及び規則を定める。

第2条 特許及び小特許

特許とは、高い進歩性を伴い、かつ、産業用途に利用することができる新規の発明を保護するために国の機関が発行する公的証明書という。当該発明は、技術的方法を使用して、製品又は特定の課題を解決する新規の方法を創作する。

小特許とは、製品の改良又は新規製造方法のための実用新案を保護するために国の機関が発行する公的証明書であって、技術的改良及び特許よりも簡単な技法から得られる。

第3条 定義

本規則で使用する用語は、以下の意味を有する。

1. 「出願人」とは、特許又は小特許の登録、権利維持、名称及び／又は宛先の変更、実施許諾、権利の移転、補正の申請並びに特許又は小特許に関するその他の申立を提出した個人、法人若しくは組織又はかかる者の正当な利益を有する承継人をいう。
2. 「出願／申請」とは、特許又は小特許の登録、権利維持、名称及び／又は宛先の変更、実施許諾、権利の移転、補正並びに特許及び小特許に関するその他の申立に関する書類一式をいう。
3. 「分類」とは、発明又は実用新案のための国際特許分類に従う国際分類をいう。
4. 「発明者」とは、発明又は実用新案を共同して創作又は開発する個人又は集団をいう。
5. 「出願の分割」とは、出願人による、1出願の様式から原出願に関する2以上の出願への分割をいう。
6. 「権利所有者」とは、特許又は小特許に対する正当な権利を有する個人、法人若しくは組織又は弁護士又はかかる所有者の承継人をいう。
7. 「委任状」とは、特許又は小特許権の所有者が、部分的に又は全面的に自己の代理人とするために1又は複数の者に与える書類をいう。
8. 「委任者」とは、自己に代わって行為するために自己の権限を1又は複数の者に委任する権利所有者又は特許又は小特許の所有者をいう。
9. 「代理人」とは、特許又は小特許の所有者に知的財産局に対する特許又は小特許の出願又はその他の手続の遂行を授權された弁護士又は代理人をいう。
10. 「優先日」とは、出願人が、外国の他の庁又はラオス人民民主共和国内で、先に有効な登録出願を提出した日をいう。
11. 「異議申立」とは、産業財産公報において公開された特許又は小特許の出願に対する第三者による異議申立をいう。

第4条 範囲

本規則は、ラオス人民民主共和国における特許及び小特許に係る国内外の個人、法人及

び組織に適用する。

第2章 特許及び小特許の出願

第5条 特許又は小特許を取得するための要件

特許を受けられる発明は、以下の要件を含む。

1. 登録出願前又は特許出願の優先日前に、ラオス人民民主共和国又は世界の何れの場所においても、創作されておらず、雑誌若しくは実際の実施又はその他の形態により公衆に公開されていない新規の発明であること
 2. 先の発明よりも進歩性を有すること
 3. 工業、手芸、農業、漁業、商業、サービス等の分野において利用可能であること
- 小特許を受けられる実用新案は、以下の要件を満たさなければならない。

1. ラオス人民民主共和国において先に知られていない又は当該小特許出願の出願日前1年以内に利用されていない新規の実用新案であること
 2. 技術的改良を有し、その革新性は、進歩性よりも容易であること
 3. 工業、手芸、農業、漁業、商業、サービス等の分野において利用可能であること
- 特許又は小特許を受けられない発明又は実用新案は、知的財産法第21条に定める。

第6条 特許及び小特許の出願手続

出願人は、本規則第7条に規定する最小要件に従い、知的財産局の書式により又は電子的に、同局に特許又は小特許を登録出願することができる。

1. 知的財産局に提出された特許又は小特許の出願は、本規則第8条の最小要件を満たさなければならない。
2. 特許又は小特許の出願人は、出願の提出日より60日以内に本規則第7条に規定する追加書類又は補正を提出しなければならない。そうしない場合、出願は取下げたものとみなされる。知的財産局は不足書類を要求するための通知は行わない。
3. 特許又は小特許の出願人が、出願を取下げ的意思がある又は出願を放棄若しくは拒絶された場合には、納付済の手数料及びサービス料金の還付はない。
4. 特許又は小特許の出願人が知的財産法第29条に定める優先日を主張する場合は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく出願の優先日の主張期間は、12月であり、特許協力条約に基づく出願は、優先期間の開始日から30月である。期間の最終日が公休日又は知的財産局が出願を受理しない日である場合は、知的財産局は、次の最初の就業日まで期間を延長する。

第7条 特許又は小特許の出願書類

特許又は小特許の出願書類には、以下のものを含む。

1. 知的財産局の書式による特許又は小特許の願書
2. 委任状の原本及び／又は代理権限証書。出願日後の提出の場合は出願受領証の写しを添付しなければならない。
3. 出願人が発明者本人でない場合は出願人の権利に関する証明、権利移転証(譲渡証書)など。ただし、PCT経由の出願の場合は除く。
4. 特許を開示する明細書。これにはクレーム、図面(ある場合)及び要約書を含むこと。
5. 手数料及びサービス料金の領収証

優先日(ある場合)及び特許又は小特許に係る出願の写し又は書類並びに他の添付書類であつて英語により提出されたものは、出願の提出後 90 日以内にラオス語に翻訳しなければならない(個人、法人又は組織の名称及び宛先並びに技術用語は除く)、翻訳認定機関の認証を受けなければならない。翻訳書類は電子様式で知的財産局に提出することができる。要件を満たさない場合、出願は審査されず、取下げたものとみなされる。

第 8 条 出願を受領するための最小要件

特許又は小特許の出願が、最小要件を満たして出願日の認定を受けるためには、国際特許分類により保護を求める分類を正しく指定するとともに、少なくとも本規則第 7 条 1、4 及び 5 に定める書類を含めなければならない。この場合、出願人は書類を電子様式で知的財産局に提出することができる。

第 9 条 特許又は小特許の明細書の構成要素

特許又は小特許の明細書は、以下の情報を含まなければならない。

1. 特許又は小特許の名称
2. 特許又は小特許に関する分野
3. 特許又は小特許の背景
4. 特許又は小特許を実施する目的
5. 特許又は小特許の概要
6. 本規則 10 条に定める特許又は小特許の詳細な説明
7. 本規則第 11 条に定めるクレーム
8. 本規則第 12 条に定める図面
9. 本規則第 13 条に定める要約書
10. その他関係書類(ある場合)

特許又は小特許の名称には、特許又は小特許の種類(化学組成、機械装置、化学製品若しくは工程又は様々な種類の組合せなど)を指定しなければならない。特許又は小特許の名称は短く簡明で、かつ、特許又は小特許の性質を簡潔に記載するものでなければならない。

特許又は小特許の背景には、関連技術及び他の解決できない研究の記載とともに、解決される技術的課題又は改良される既存の課題を説明しなければならない。説明は、既存技術と適合していなければならない。明細書が一般に公開されている特許又は小特許を参照する場合は、当該情報を明示しなければならない。

特許又は小特許の概要には、特許又は小特許の種類、技術分野及び解決又は改良される技術的課題を簡潔に記載しなければならない。

第 10 条 特許又は小特許の詳細な説明

特許又は小特許の詳細な説明には、当該特許又は小特許を創作又は実施する方法及び工程を含め、創作されたものを記載しなければならない。説明は、特許又は小特許に関する技術分野又は類似の分野の通常の知識を有する者が、追加の研究又は実験なしに、特許又は小特許を創作し実施できるように、完全で詳細、的確で正確な内容を有しなければならない。

説明は、特許又は小特許の範囲を明確に定め、特許又は小特許に関する実施形態又は実施の原理など、発明された工程、機械、製造、物質の組成又は改良を完全に記載しなければならない。

ない。

発明又は実用新案が改良の場合は、説明において、改良に関する部分を具体的に示し、有益かつ明らかな改良内容及び改良部分を限定しなければならない。

発明又は実用新案に 2 以上の方法がある場合、当該発明又は実用新案を創作又は実施するための最適な方法を開示して特定しなければならない。

説明は、特許又は小特許の説明に有用な図面を参照しなければならない。

第 11 条 クレーム

クレームは、特許又は小特許に対する出願人の法的権利を定めたものであり、出願人が自身の特許又は小特許とみなす主題を詳細、完全かつ明確に示さなければならない。

クレームが不完全又は誤り、かつ、補正できない場合、特許又は小特許を受ける権利の全部又は一部を喪失する可能性がある。

クレームに使用される用語は、用語の意味を参照できるように明細書に含まなければならない。

クレームは、1 又は複数記載することができ、各々は可能な限り明確でなければならない。複数のクレームがある場合は、順番に番号を付す。クレームに複数の要素又は工程があるときは、各々の要素又は工程はカンマを用いて改行しなければならない。

一般には、特許又は小特許の 1 の出願は、3 の独立クレーム及び 15 の従属クレームを有することができる。

独立クレームでは、以下のとおり、他のクレームに言及してはならない。

1. クレームの最初の語句は、クレームの主題を提示する。改良に関する特許又は小特許の場合は、クレームのすべての要素又は工程の理解を容易にする全体的な説明を最初の語句に含むことができる。
2. 特許又は小特許の構成要素を提示するために使用される文言。改良に関する特許又は小特許の場合は、クレームに「〇〇からなる改良」の文言を含めることができる。
3. 機械若しくは電気機器の構成要素、工程又は化合物若しくは生物学的材料の構成要素の説明及びこれらの構成要素間の関連性の説明を記述する。特許又は小特許が改良に関する場合は、クレームは、出願人が特許又は小特許の一部として考える構成要素、工程及びクレームとの関係であって、新規又は改良されるものを特定しなければならない。

独立クレームではない場合は、関係するすべてのクレームの範囲を定める当該出願の他のクレームを参照しなければならない。

複数のクレームがある場合、最も狭いクレームが 1 番目のクレーム又は最初のクレームとなり、独立クレームではない他のクレームを従属させるようまとめなければならない。

クレームの書き出しは、「私は・・・を請求する」又は「クレームする特許又は小特許は、以下のとおりである・・・」など、クレームとしての書式を有する必要がある。

第 12 条 図面

特許又は小特許の出願人は、知的財産局に特許又は小特許を理解するために必要な場合は、図面を提供する。特許又は小特許の図面に加え、電気的発明の回路図、化学成分の化学構造式、特許又は小特許の実施に係る結果又は計量の種々の画像など、特許又は小特許の理解を手助けする何れかの部分を含む図も必要である。図面は、化学、電子、機械又は生物学的技

術など、各分野で使用される原則に従い作成されなければならない。

図面の選択は、特許又は小特許の詳細に基づかなければならず、特許又は小特許の細部を示すために、以下のとおり可能な限り多くの種類を含まなければならない。

1. 種々の部分の関係又は順序を示す拡大図であって、場合によっては全体の細部を示すために拡大し、種々の部分の拡大図を含み当該部分の位置を示すもの。

2. 断面図及び縦断図は特許又は小特許の種々の構成要素の性質を示さなければならない。

複数の図面がある場合は、各図面の隅には簡単な説明を記し、特許又は小特許を詳細に説明するために各箇所に番号を付さなければならない。

出願の内容が特許又は小特許の改良に関する場合、図面は、当該改良及び既存技術の改良との関係を示さなければならない。

第 13 条 要約書

要約書は、技術情報を必ず含む概要であり、知的財産局及び公衆が発明者の概念を技術情報の開示から理解できるようにする目的を有するが、情報開示の一部又は保護すべき権利範囲を定めるものではない。

第 14 条 特許及び小特許に関する国際分類

特許又は小特許の出願は、出願時に有効な国際特許分類に従って分類を指定しなければならない。

出願の審査中に国際分類に改正があった場合、知的財産局は、出願人に正しい分類を指定し、出願を補正するように通知する。

第3章 特許又は小特許の出願の審査

第15条 特許又は小特許の出願を審査するための原則

特許又は小特許の出願の審査は、知的財産法第28条に規定する原則に従わなければならない。同一期間に同一又は類似の特許又は小特許に係る複数の出願がなされた場合、最先の優先日を有する出願が審査される。知的財産局が出願審査手続に従い審査を進めた場合、先の優先日を有する出願が登録され、後の優先日を有する出願には拒絶査定が発行される。優先日より後に受領された出願の審査が先に終了し、その出願が登録に適格である場合、知的財産局は最先の優先日を有する出願の審査が終了するまで後の出願の審査を中断しなければならない。

知的財産局は、法的な助言は行わない。また、特許又は小特許が知的財産法及び本規則を遵守しているか否かについての助言も行わないが、特許又は小特許の出願人は、知的財産局のデータベース上で特許又は小特許の検索を行い、検索した特許又は小特許が登録されているか否かを知ることができる。

特許又は小特許の検索結果は、知的財産局のデータベースにおける特許又は小特許の情報の予備的調査にすぎず、依然として内容を更に精査する必要があるため、特許又は小特許が登録可能であることを意味するわけではない。

第16条 方式審査

特許又は小特許の出願の受領後に、知的財産局は、知的財産法第31条及び本規則第5条、第7条、第9条から第14条までに規定する出願の有効性及び適合性についての方式審査を行わなければならない。方式審査は、完全な出願の受領日から10就業日以内に完了しなければならない。

出願が不正確又は本規則第9条から第15条までに規定する要件に適合しない場合は、知的財産局は、要件を満たすよう書類又は補正を提出するように特許又は小特許の出願人に出願日から10就業日以内に通知しなければならない。特許又は小特許の出願人は、通知の日から15就業日以内に当該要件に適合するように書類又は補正を提出しなければならない。

特許又は小特許の出願人が期限までに提出しない場合は、知的財産局は、出願が審査されず、かつ、取下げたものとみなす旨、出願人に書面で又は電子的に通知する。

出願が方式審査の基準を満たす場合、知的財産局は、出願を産業財産公報において公開する。

第17条 出願の公開及び異議申立

知的財産局は、特許又は小特許の出願をその出願日又は優先日から19月目に産業財産公報において公開しなければならない。特許又は小特許の出願の公開は、以下の情報を含まなければならない。

1. 特許又は小特許の名称
2. 国際分類
3. 出願番号及び出願日
4. 出願人の名称及び宛先
5. 発明者の名称及び宛先

6. 要約書

7. 図面

第三者は、知的財産法第 39 条に規定されたとおり、産業財産公報における公開の日から 90 日以内に、手数料を添えて、知的財産局の書式を提出することにより又は電子的に、出願に対する異議申立を知的財産局に提出することができる。

第 18 条 実体審査

知的財産局は、特許又は小特許の権利を求める出願人の請求に基づき、実体審査を行う。出願人は出願日以降何時でも知的財産局に出願の実体審査請求を行えるが、その期間は特許については 24 月、小特許については 6 月を越えないものとする。

外国特許庁又は特許審査に関する国際機関による審査結果報告書の提出を希望する特許又は小特許の出願人は、審査結果の完成日から 3 月以内に当該報告書を提出しなければならない。

実体審査は、知的財産法第 40 条に規定するとおりに行わなければならない。知的財産局は、出願が知的財産法第 13 条及び第 14 条に従い特許又は小特許を付与されるか知的財産法第 21 条に規定するとおり特許又は小特許を付与されないかを検討するために、知的財産局のデータベースに従い特許又は小特許の出願の実体審査を進めなければならない。

知的財産法第 41 条に定める外国特許庁又は特許審査に関する国際機関の審査報告書は、以下の情報を含まなければならない。

- ラオス人民民主共和国で出願された特許又は小特許に関係すること
- 調査及び審査に関する情報を特定すること
- クレームの登録又は拒絶(一部又は全部か)及び何れの点において特許性要件を満たすか否かについての情報を特定すること

特許又は小特許の出願人が外国の特許審査機関又は特許審査に関する国際機関に登録され証明書を有する特許審査報告書を提出する場合、審査中に出願人が受領した通信及び補正(ある場合)の写し並びに理由を述べた最終的な決定の写しを出願日から 12 月以内に提出する。知的財産局は、知的財産法及び本規則に従い出願が特許性要件を満たさない場合、出願の拒絶理由通知を発行する。

特許又は小特許の出願人は、最初の拒絶理由通知の発行の日から 60 日以内に、知的財産局に書類、情報、証拠、説明又は意見を提出しなければならない。

特許又は小特許の出願人が知的財産局に書面で合理的な理由を提示する場合は、知的財産局は最初の拒絶理由通知の応答期限を更に 30 日延長する。提示がない場合は、出願は取下げたものとみなされる。

特許又は小特許の出願人が情報を提出したが、知的財産局が提示された参考書類又は説明が特許性要件を満たさないと考える場合、知的財産局は出願に対する拒絶査定をし、出願人に通知する。

第 19 条 新規性の評価

知的財産局は、特許又は小特許の出願を、ラオス人民民主共和国及び外国登録で入手可能な情報並びにその他の情報と比較しなければならない。

出願のクレームについて何らかの情報開示がある場合は、開示の日が考慮される。

以下の行為が世界でなされた場合は情報開示とみなされる。

1. 特許又は小特許の発行
2. 特許又は小特許の公開
3. 雑誌、広告媒体、マーケティング又は記事における公開
4. 特許又は小特許からの実質的な商業利益の獲得

特許又は小特許に関する情報の伝達及び送付は、一般への開示につながる場合を除き、当該伝達が秘密保持契約に基づきなされ又は意に反して公知になる状況下でなされた場合は、一般への開示とみなされない。

以下の伝達は一般への開示とみなされない。

1. 秘密保持契約書に基づく伝達
2. 権利所有者が属する組織又は法人内の伝達
3. 家族、親族又は指定された知人との間の伝達
4. 弁護士又は代理人に対する伝達
5. 商業的实施が行われていない特許又は小特許の権原を有する者に対する伝達

特許又は小特許の出願を行うことは、出願公開まで情報開示とはみなされない。

知的財産局が特許又は小特許の新規性について疑義がある場合、特許又は小特許の出願人に通知し、開示又は交流について説明を提供するよう要求することができる。

第 20 条 進歩性の評価

進歩性の評価は以下を考慮する。

1. 本規則第 29 条に規定する開示情報に基づく、特許又は小特許の創作時における関連技術情報。特許又は小特許の明細書に開示された構成要素がクレームに特定されていない場合には、知的財産局は、当該構成要素の進歩性を判断しない。
2. 課題の解決手段は、既存技術と新規技術を含み、それぞれが共同作用に必要な工程又は方法であり、何れかの工程が欠けている場合は、進歩性を満たさないものとみなされる。
3. 課題を解決することができる進歩性を有する課題の解決手段は、製造コスト、安全性又は製造量など、既存技術の課題を特定しなければならない。
4. 進歩性とは、技術分野における通常の知識を有する者がこれまでに想到しなかった技術でなければならない。

既知であった解決方法と共通の特徴を有する又は類似する複数の技術的課題解決手段の組合せは、進歩性を欠くとみなしてはならない。

第 21 条 産業上の利用可能性の評価

発明又は実用新案は、農業、採取、手芸、漁業、サービス産業、娯楽及び健康の活動並びにすべての製品若しくは天然由来又は製造による産物を含め、工業又は商業分野において利用又は再利用することができる場合、産業において利用可能であるものとみなされる。

第 22 条 出願の補正

特許又は小特許の出願人は、知的財産法第 42 条に従って、手数料又はサービス料金を納付することなく、出願が審査係属中は何時でも出願を補正することができる。ただし、これは、登録、放棄、最終拒絶又は出願の審査の終了の前に行う。補正は、本規則第 24 条に従

い原出願に新規の技術情報を提示してはならない。

出願の補正により原出願のクレームを超える追加クレームが生じる場合、特許又は小特許の出願人は、手数料及びサービス料金に関する大統領令に規定する追加クレームに係る手数料を納付しなければならない。

特許又は小特許の出願人は、出願の審査期間中は、クレームを補正することができる。当該補正は明細書の情報開示の範囲を超えてはならない。原出願のクレームは、情報開示の一部とみなされる。

明細書の情報開示の範囲を超えるクレームの補正がある場合は、特許又は小特許の出願人は、当該範囲を超えるクレームに基づく調査及び審査に関する追加情報の提示又は知的財産局に知的財産法第 41 条に規定する審査請求をしなければならない。

第 23 条 出願の分割

特許又は小特許の出願は、当該出願の登録、放棄、最終拒絶又は出願の審査の終了の前に、別個の出願様式を提出することにより 2 以上の出願に分割することができる。

分割出願は、各々の分割出願において最初の出願の出願番号及び出願日を特定することにより、何れの出願から分割され、優先日を使用するかがわかるように、原出願を参照しなければならない。当該最初の出願については、出願の分割前の内容の開示の範囲を超えないように補正がされなければならない。分割された出願は、本規則第 6 条に従って、補正された原出願とともに提出する。各分割された出願は、原出願に基づく出願日を取得することができる。かつ、関係する公式手数料及びサービス料金を納付しなければならない。

出願又は分割出願は、特許出願から小特許出願に又は小特許出願から特許出願に変更することができる。出願変更は出願日又は優先日(ある場合)は保持される。特許出願を小特許出願に変更する場合は、納付済の手数料及びサービス料金は還付されない。小特許出願を特許出願に変更する場合は、通常の特許出願の手数料及びサービス料金に見合うように追加の手数料及びサービス料金を納付しなければならない。

第 24 条 新規の技術情報

新規の技術情報とは、提出された特許又は小特許の原出願に開示されていない情報の提示である。当該情報は、出願に提示された明細書、クレーム又は図面への追加、範囲設定又は実体的補正から成り得る。

第 25 条 出願の補正に使用することができる情報

出願の補正に使用することができる情報は、出願において開示された技術情報に直接関係する情報である。当該情報は、出願に記述されていなくてもよいが、提出された原出願において言及された構成要素から分離することができない特定の情報である。一般に、化学的及び物理的特性は、関係技術の知識を有する者により認知され、かつ、出願に詳細を明示することなく理解可能である。

出願の補正に利用可能な情報は、発明若しくは実用新案の明細書又はクレームの範囲の特定に使用された技術分野において周知の情報である。

第 26 条 追加情報の請求

知的財産局が情報又は添付書類の完全性について疑義を有する場合は、知的財産局は、通知の日から 90 日以内に、情報又は書類の完全性を証明する証拠を提供すべき旨を出願人に通知する。

第 27 条 秘密保持及び書類ファイルの利用

知的財産局の手段中であり、いまだ公開されていない出願に関する書類ファイル及び書類は、秘密にしておかなければならない。出願に記名された出願人又は発明者以外の者は、書類ファイル又は書類における情報を利用することができない。

一般の者は、知的財産局により既に公開された特許又は小特許の出願に関する書類ファイル、書類を利用又は複製することができ、かつ、関係するサービス料金を納付する。知的財産局からの書類ファイルの変更、破棄又は移動は認められない。知的財産局は、本条の要件に違反し又は従わない者が書類ファイルを今後利用することを禁止する権利を有する。

第 28 条 特許又は小特許の権利の付与

出願が、知的財産法及び本規則に規定する、特許又は小特許の付与に係る要件を満たす場合、知的財産局は、出願人に特許又は小特許の付与について及び規則に従い 45 日以内に手数料を納付するよう通知する。出願人が全額を納付した後に、知的財産局は、特許又は小特許を付与し、有効でなかった異議申立手続又は最終的な審査を経た出願の関連情報を記録する。出願人が適時に手数料及びサービス料金を納付しない場合、権利を放棄したとみなされる。

第 29 条 特許又は小特許の付与の公告

知的財産局は、特許又は小特許権の付与を、産業財産公報において公告する。

公告が出願人又は知的財産局からの不正確な情報を含む場合は、出願人は、訂正された情報を公告するよう知的財産局に請求することができる。請求は、公告の初日から 60 日以内に行い、かつ、手数料は無料とする。

第三者は、工業所有権登録に関する官報の発行日から 5 年以内に、特許または小特許の登録の取消又は削除を請求することができる。

第4章 特許又は小特許権の付与後の手続

第30条 特許又は小特許が付与された後の訂正

特許又は小特許の所有者は、名称、宛先又は出願人の名称及び宛先に関する情報の訂正の申請を、知的財産局が規定する書式により、知的財産局に提出し、同時に手数料を納付する。知的財産局は、すべての変更をデータベースに記録し、登録を文書で記録し、かつ、産業財産公報において公告する。

第31条 特許証又は小特許証の複製物の請求

特許又は小特許の所有者は、裁判所における法的手続のための証拠、国外における特許又は小特許の出願及び複製物を証明書原本の代わりに使用するために、証明書の複製物を請求することができる。証明書原本が損傷又は紛失した場合は、特許又は小特許の所有者は、知的財産局が規定する書式により証明書の複製物の請求を知的財産局に提出し、同時にサービス料金を納付する。

第32条 虚偽の又は誤認を生じさせる情報に起因する特許又は小特許の取消

知的財産局が、出願審査中に、特許又は小特許の情報が虚偽若しくは誤認を生じさせるものであり、情報を隠蔽し又は法律に違反若しくは抵触する行為を示すことが明らかにされると認めた場合において、当該情報が確認されたときは、知的財産局は、特許又は小特許の行政取消を行う。知的財産局は、取消手続について直ちに特許又は小特許の出願人、特許又は小特許の被移転人に通知する。出願人は、不服の申立を知的財産局又はラオス人民裁判所に提出することができる。

第33条 保護の期間

特許は、出願日から20年の保護期間を有する。特許の所有者は、保護期間を維持するために前払年金及びサービス料金を前納しなければならない。

小特許は、出願日から10年の保護期間を有する。特許の所有者は、特許の保護期間を維持するために、前払年金及びサービス料金を前納しなければならない。

第34条 保護期間の維持

最初の4年間の特許の保護期間を維持するための手数料は、出願料及びサービス料金に含まれる。特許の所有者は、5年目以降の保護期間を維持するために、手数料及びサービス料金を納付しなければならない。

最初の1年間の小特許の保護期間を維持するための手数料は、出願時の手数料及びサービス料金に含まれる。所有者は、2年目以降の保護期間を維持するために、手数料及びサービス料金を納付しなければならない。

各年の期間満了日前6月以内に、特許又は小特許の所有者は、保護期間を維持するために手数料及びサービス料金を納付することができる。

知的財産局は、公式手数料及びサービス料金を納付するための通知を所有者に発行しない。

知的財産局は、公式手数料及びサービス料金が前納されなかったことにより特許又は小特許が満了したときにのみ所有者に通知する。

所有者が公式手数料及びサービス料金を所定期間内に納付しない場合、知的財産局は保護期間満了日から6月、期間を延長することができるが、所有者は遅延料を納付しなければならない。

第35条 権利移転及び権利移転の記録

特許又は小特許の所有者は、自己の権利の一部又は全部を、契約の締結、相続又は譲渡により、個人、法人又は組織に移転することができる。

特許又は小特許権が移転された場合は、移転人又は被移転人は、知的財産局の書式に従って、移転を知的財産局に通知し、知的財産局は産業財産公報において公告し、かつ、被移転人に移転証を発行する。被移転人が移転を通知する者である場合は、同人は、書類を移転人に送付する。

弁明の必要又は疑義がある場合は、知的財産局は、追加の情報及び書類を提供するべき旨を、移転を通知する個人、法人又は組織に通知することができる。

移転は、当事者が当該権利の移転を通知し、かつ、当該権利が知的財産局に登録されていない限り、効力を生じない。

第36条 特許及び小特許の使用許諾

特許及び小特許の所有者は、利益を得るため、ライセンス契約を締結することで、第三者に特許及び小特許を部分的又は全体的に使用することを許諾することができるが、これは、知的財産法第47条2及び4で定義されている特許及び小特許の権利の移転とはみなされない。ライセンサー又はライセンシーは、本規則第35条に記載されている手順に従って、知的財産局に通知しなければならない。

法人又は組織が他者から特許又は小特許の使用許諾を受領したが、法人又は組織の所有権の移転があった場合は、特許及び小特許の使用許諾は、ライセンス契約又は所有権移転書類に別段の定めがない限り、法人又は組織の所有権とともに移転されるものとみなされる。

法人又は組織が他者から特許又は小特許を許諾されたが、法人又は組織の所有権の移転が生じた場合は、特許又は小特許を使用するライセンス契約は、ライセンス契約に別段の定めがない限り、無効とはみなされない。

第5章 特許及び小特許の出願並びにその他の手続の代理人

第37条 特許及び小特許登録及び／又はその他の手続を代理する者

知的財産法第26条に定める特許又は小特許についての保護及びその他の手続を代理することができる者は、以下の基準を満たさなければならない。

1. 複数の共同所有者を有する単一出願がある場合は、共同所有者の中から1の者を、出願を提出するための代表者として選任しなければならない。
2. ラオス人民民主共和国において法的活動に従事する免許を受けた弁護士
3. 知的財産代理人
4. 法人又は組織の代表者又は職員
5. 登録出願人に雇用された個人

特許又は小特許の外国の出願人については、ラオス人民民主共和国において法的活動を実施することを認可された知的財産代理人又は弁護士を通じてのみ出願を提出する。

代理人になることができる者は、知的財産権に関する知識を有し、ラオス人民民主共和国に居所を有し、かつ、知的財産局の承認を受けなければならない。

第38条 代理人の選任

委任とは、権利の所有者が自己の代理として正当に行為を行うことを1又は複数の者に委任することをいう。

委任状は、以下を明示しなければならない。

1. 代理の要件及び範囲
2. 知的財産局への手続を実施するために付与された権限
3. 期間(あれば)
4. 許諾者は、サービス及び知的財産局とのやり取り中に生じた費用に対する補償を受ける代理人の権利に影響を及ぼすことなく、何時でも解除することができる。

知的財産局は、委任状の要件が法令に抵触しない限り、委任状に定める要件を認める。

知的財産局は、1の委任状は1の出願のみに特別に適用されるものとみなす。委任状に代理の委任又はその他の関係手続の範囲及び期間を表示しない場合は、委任状の有効性は、出願に関する手続又はその他の手続が完了したときに失効するものとみなされるが、委任の契約から5年を超えてはならない。

委任状を発行する者が法人又は組織である場合は、委任状には、法人又は組織の授権された者の署名がなければならない。

第6章 複製物の作成

第39条 損傷又は紛失した書類の複製物

特許又は小特許の付与に関する出願又はその他の書類が損傷又は紛失した場合は、知的財産局は、前記書類の複製物を作成する。

第40条 書類の複製

知的財産局は、損傷又は紛失した書類一式又はその他の書類を複製する。出願又はその他の手続に関する書類一式又はその他の書類が損傷又は紛失した場合は、知的財産局は、出願人又は書類一式の所有者に対し、関係する書類又は知的財産局との通信の記録の写しを送付し、かつ、記録されていないが、特許及び小特許登録出願人又は書類一式の所有者が認識している知的財産局との通信に関する書類又は書類一式を含む写しの正確性及び完全性を確認するよう提案する。

第7章 特許及び小特許の保護組織

第41条 特許及び小特許の業務

特許及び小特許の業務は以下の2つのレベルで管理される。

1. 中央レベルでは知的財産局
2. 地方レベルでは地方及び首都局並びに貿易局

第42条 知的財産局の権限及び義務

知的財産局は、以下の権限及び義務を有する。

1. 省での審議のために提示する特許及び小特許の業務の管理に関する法律の調査，起草及び改正
2. 本規則並びに特許及び小特許の業務に関する法律の導入普及
3. 特許及び小特許の出願受領と番号付与，権利維持，名称又は宛先の変更，実施許諾，権利の移転並びに特許及び小特許に関するその他の申立
4. 特許及び小特許に関する情報の記録及び保管
5. 特許及び小特許の発行に関する登録，拒絶，取消し又は削除及びその他
6. 知的財産局の知的財産データベースシステム上での特許及び小特許についての検索サービス提供
7. 特許及び小特許の発行に関する拒絶理由通知についての調査及び説明の検討
8. 特許及び小特許の業務の奨励及び促進
9. 特許及び小特許の業務の実施に関する概要及び報告の作成並びに省への定期的な情報提供
10. 法令に定める権限の行使及びその他の義務の履行

第43条 地方及び首都ビエンチャンの科学技術局の権限及び義務

地方及び首都ビエンチャンの科学技術局は、以下の権限及び義務を有する。

1. 本規則並びに特許及び小特許の業務に関する法律の施行の告示
2. 特許及び小特許の所有者の管理，監視，点検並びに同所有者への促進・奨励
3. 適切な場合は工業事務所，貿易地区及び市への責任委譲
4. 関連部署との連携
5. 特許及び小特許の業務の実施に関する知的財産局向けの概要及び報告の作成
6. 知的財産局により割り当てられた権限の行使及びその他の義務の履行

第 8 章 最終規定

第 44 条 実施

知的財産局，地方及び首都ビエンチャンの科学技術局は，本規則を厳格に実施するために関係部門と協力することを割り当てられる。

第 45 条 施行

本規則は，署名後及び公報における公告から 45 日後に施行される。